入札参加資格審査で地域貢献活動を評価します

福岡県では、競争入札参加資格審査において、地域での社会貢献活動を評価する制度を導入しています。

福岡県が推進する施策への積極的なご協力をお願いするとともに、ご協力いただいた地場事業者の方の評価向上を図ることを目的としています。

地域貢献活動評価項目一覧

番号	評価項目名	事前
		確認
2	子育て応援	不要
3	(廃止)	_
4	70歳以上まで働ける企業	必要
5	雇用拡大	必要
6	保護観察対象者等の雇用	必要
7-1	防災協定(風水害協定)	不要
7-2	防災協定(物資供給)	不要
7-3	防災協定(災害廃棄物)	必要
7-4	防災協定(仮設住宅等)	不要
7-5	防災協定(LP ガス供給)	不要
8-1	災害時対応(風水害協定)	不要
8-2	災害時対応(物資供給)	不要
8-3	災害時対応(災害廃棄物)	必要
8-4	災害時対応(仮設住宅等)	不要
8-5	災害時対応(LP ガス供給)	不要
9	消防団協力	不要
10	口蹄疫等防疫支援	不要
11	飲酒運転撲滅	必要
12	みんなで防犯応援	必要
13	がん対策推進	必要
14	(建設工事関係)	_
15	エコ事業所	不要
16	エコアクション 21	不要
17	経営革新	不要
18	道路愛護活動	必要
19	河川愛護活動	必要

番号	評価項目名	事前 確認
20	(廃止)	— —
21	公正な採用選考	必要
22	人権・同和啓発研修	必要
23	子育て支援の店	不要
24	IS014001の認証取得	不要
25	建設雇用改善	必要
26	農林漁業応援	必要
27	女性の活躍推進	必要
28	児童養護施設等退所者の雇用	必要
29	県産リサイクル応援	不要
30	暴力団から離脱した者の雇用	必要
31	不当要求防止責任者講習の受講	不要
32	被災者雇用	必要
33	出会い結婚応援	必要
34	健康づくりの推進	必要
35	介護応援	不要
36	働き方改革の推進	必要
37	プラスチックごみ削減協力	不要
38	アスリート雇用	必要
39	事業継続力強化	必要
40	ワンヘルスの推進	必要
41	SDGs の推進	不要
42	まごころアートの普及促進	不要
43	未来子どもチャレンジ応援	不要
44	パートナーシップ構築宣言	必要

事前確認方法・入札参加資格審査の変更点

令和7年4月から、<u>地域貢献活動の事前確認の方法と入札参加資格審査における認定方法が大幅</u>に変更されました。

以下の注意点を必ずご確認いただき、手続きに誤りの無いようご注意ください。

変更の概要

変更前(紙の評価申請書を中心とした手続き)

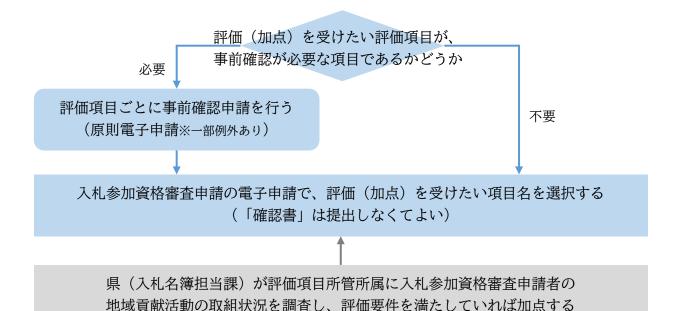
- ①評価機関(評価項目を所管する県の窓口等)に評価申請書を提出
- ②評価機関から確認書(確認印が押印された評価申請書)が発行・返送される
- ③入札参加資格審査申請時に、確認書を添付して提出する
- ④県(入札名簿担当課)が確認書を審査し、地域貢献活動の加点を行う

変更後(紙の申請書を原則廃止し、手続きを簡略化)

- ①事前確認が必要な評価項目は、ふくおか電子申請サービスで評価申請を行う
- ①事前確認が不要な評価項目は、評価申請は不要(受け付けません)
- ②入札参加資格審査申請時に、地域貢献活動の加点を受けたい項目名を選択(確認書不要)
- ③県(入札名簿担当課)が評価機関に事業者の取組状況を調査し、地域貢献活動の加点を行う

手続き(地域貢献活動の評価を受けるには)

フローチャート



手続の流れの例

①事前確認の要否を確認する

次の取組を行っている業者の場合

	項目名	事前確認の要否
02	子育て応援	不要
18	道路愛護運動	必要
36	働き方改革の推進	必要
41	SDGs の推進	不要

※ 項目別の事前確認の要否については、「地域貢献活動評価項目一覧」または「要覧」をご確認 ください。

②評価申請を行う

事前確認が必要な項目(上記の例では「道路愛護活動」と「働き方改革の推進」)については、入札 参加資格審査申請の前に、ふくおか電子申請サービスで地域貢献活動評価申請(事前確認)を行っ てください。

事前確認が不要な項目(上記の例では「子育て応援」と「SDGs の推進」)は登録証の交付を受けているなど項目ごとの評価要件を満たしていれば評価(加点)されます。

- ・事前確認は、原則として、ふくおか電子申請サービスで申請してください。
- ・申請後、審査が完了すると「審査完了」のメールが自動送信されます。
- ・申請に不備があった場合は、メールや電話で連絡がありますので、速やかに対応してください。

ふくおか電子申請サービスの申請ページの見本





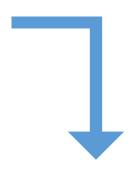
※ ふくおか電子申請サービスは、経営事項審査の予約申込みや建設工事入札参加申請でも使用するので、建設業者は必ずユーザー登録を行ってください。

③入札参加資格審査申請で評価項目名を選択する

入札参加審査申請の電子申請画面で、評価(加点)を受けたい項目名を選択してください。 令和6年度までは確認書や登録証の添付が必要でしたが、令和7年度からは一部の項目を除いて、 地域貢献活動に関する添付書類は不要です。

【34】地域貢献活動評価項目 該当するものを選択してください。 (38個まで選択可能) ☑【02】子育て応援 □【04】70歳以上まで働ける企業 □【05】雇用拡大 □【06】保護観察対象者等の雇用 □【07】防災協定

「○○宣言」や「○○登録」の登録証の交付を評価要件とする項目では、登録番号を入力していただくものが複数あるので、各制度の登録証等をお手元にご準備の上で入力してください。



【35】【02】子育て応援の登録番号 必須 「子育て応援宣言登録証」の右上に記載されている登録番号の数字(最大4桁)を入力してください。 入力例:福岡県第1234号⇒1234 (数字1文字以上4文字まで) 第

④評価要件を満たせば加点

入札名簿担当課(建築指導課)が、入札名簿作成時期(年度末頃)に、各評価機関に申請者の地域 貢献活動の取組状況を調査します。評価要件を満たしていれば、入札参加資格者名簿に加点されま す。

項目別の変更点

新規項目

以下の項目が評価対象として追加されます。評価要件や事前確認の方法等については、一覧表をご 覧ください。

42. まごころアートの普及促進

障がいのある人の文化芸術活動を支援する「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」において、まごころアートをレンタル又は購入した事業者を評価するもの。

43. 未来こどもチャレンジ応援

子どもたちに様々な体験・交流の機会を提供することを目的とした「未来子どもチャレンジ応援事業者登録制度」に基づき登録された企業等を評価するもの。

44. パートナーシップ構築宣言

サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言企業を評価するもの。

評価区分の追加

以下の項目については、評価の区分が追加されます。評価要件や事前確認の方法等については、一 覧表をご覧ください。

07. 防災協定

福岡県と「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」を締結している団体の会員事業者 を評価するもの。

08. 災害時対応

福岡県と締結している「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」に基づき、LP ガスの供給を行った団体の会員事業者を評価するもの。

評価要件の変更

以下の項目では、評価要件や事前確認の方法が変更されました。

27. 女性の活躍推進

評価要件(変更前)	評価要件(変更後)
審査基準日(申請日)において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出をし、計画期間中にあるもの。 ※女性活躍推進法で努力義務となっている常時雇用者 100 人以下の事業者に限る。	審査基準日(直前決算日)において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出をし、計画期間中にあるもの。 ※女性活躍推進法で努力義務となっている常時雇用者 100 人以下の事業者が対象。 ※常時雇用者 101 人以上の企業については、えるぼし認定またはプラチナえるぼし認定を受けている事業者に限り対象とする。

事前確認時に必要な書類(変更前)	事前確認時に必要な書類(変更後)
①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②女性の活躍推進地域貢献活動評価(女性活躍推進法)確認票 ③都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②女性の活躍推進地域貢献活動評価(女性活躍推進法)確認票 ③都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届の写し ④えるぼし認定通知書またはプラチナえるぼし認定通知書の写し (常時雇用者 101 人以上の事業者のみ)

36. 働き方改革の推進

評価要件(変更前) 評価要件(変更後)

下記の要件1、2のいずれにも該当すること。

【要件1】

審査基準日(直前決算日)において、「働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」としての宣言を<u>福岡県働き方改革推</u> 進事業ポータルサイト上で公開していること。

※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。

【要件2】

審査基準日(直前決算日)において、次の(1)~(8)の項目 について、いずれか1つ以上を実施していること。

※(7)、(8)については建設業のみ。

- (1)審査基準日(直前決算日)以前1年の間に、福岡県正規雇 用促進企業支援センターの働き方改革に資するアドバイザーの派 遣を受けていること。
- (2) 正社員転換(登用)制度を定めていること。
- <u>(3) 法定休日(1週1日または4週4日以上)を上回る休日を</u> 設けていること。
- (4) 休息時間が9時間以上の勤務間インターバル制度を有して いること。
- いること。 (5)法定義務を上回る休業・休暇・短時間勤務制度や在宅勤務 制度、フレックスタイム制度等を有していること。
- <u>(6)</u> 傷病や育児、介護などにより休職を余儀なくされた従業員 の円滑な職場復帰を促進する制度を有していること。
- (7) 【建設業のみ】36協定により時間外労働の上限を法定の 上限時間に設定していること(令和6年3月31日まで)
- (8) 【建設業のみ】「建設キャリアアップシステム」の事業者登録をしていること。

下記の要件1、2のいずれにも該当すること。

下記の要件1、2のいずれにも該当すること。

【要件1】

審査基準日(申請日)において、「福岡県働き方改革実行企業 (よかばい・かえるばい企業)」としての宣言を登録していること。

※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。

【要件2】

審査基準日(申請日)以前2年以内に、次のいずれかの事業を利 用したこと。

①福岡県中小企業雇用環境改善支援センターの訪問相談 ②県が指定するセミナー

※指定セミナーは県庁ホームページ「地域貢献活動評価項目(働き方改革の推進)の要件・手続き等|

(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/201904hatarakikatakaikaku.html)を参照のこと。

物品・サービス関係名簿用

事前確認時に必要な書類(変更前) 事前確認時に必要な書類(変更後) ①地域貢献活動評価申請書(確認書) (様式1) ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力し、以下の書 ②評価要件確認票(様式2) 類を添付。 ③下記の書類 (1)「福岡県働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企 【要件1】 業)」登録証の写し【要件1】 福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上の公開画面の写し (2)①訪問相談利用証明書、又は、②セミナー受講証明書【要件 ※様式2に宣言の取組期間を記入 2] 【要件2】 ※添付書類が手元にない場合は添付不要(労働政策課にて登録状 ※カッコ内の番号は左記の項目番号と一致しています。対応する 番号の書類をご提出ください。 <u>況等を確認)。</u> (1)アドバイザー派遣利用書等 ※様式2に利用日時を記入 (2) 就業規則等の該当項目の写し (3) 就業規則等の該当項目の写し (4) 就業規則等の該当項目の写し (5) 就業規則等の該当項目の写し (6) 就業規則等の該当項目の写し (7) 労使間協定等の社内で決めたものの写し (8) 事業者登録 I D発行通知の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のも の)を同封。

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
1	障がい者 雇用 ※5点加算	障害者雇用促進法に規定す る法定雇用障害者数以上の 障がいのある人を雇用してい る企業等を評価するもの。	(1)障害者雇用促進法に規定する障がい者雇用状況の報告義務を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、同法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある人を雇用していること。または、 (2)障がい者雇用状況の報告義務がなく、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、1人以上の障がいのある人を雇用していること。		※就業支援課の事前確認及び受付印は 不要。人札参加資格審查申請時に、下記 の書類を提出 (1)陸がい者雇用状況の報告義務がある 事業主 ①「障害者雇用状況報告書」の写し (入札参加資格審查申請日以前の直近の 6月1日現在のもので、主たる事業所(い わゆる本社)の所在地を管轄する公共職 業安定所に提出した「事業主控え」の写し ※公共職業安定所の受付印は不要) (2)陸がい者雇用状況の報告義務がない 事業的で、主張の報告義務がない 事業的で、主張の報告義務がない 事業ので、主張の報告義務がない 事業ので、主張の報告義務がない 事業ので、主張の報告表別では、 の資格を審査申請日以前の直近の6月1日 現在のもの) ②陸がいのある人を雇用していることを証 する以下(アまたはイ)の書類 ア健康保険被保険者類 イ 賃金台帳及び出勤簿の写し等	〇障がい者雇用制度に関すること に担労働部労働局 就業支援課障がい者支援係 092-643-3593
2	子育で応 援	仕事と子育ての両立を応援する「子育て応援宣言企業登録制度」に基づき登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(申請日)において有効な「子育て応援宣言 登録証」の交付を受けていること。			福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592
3	「新規学卒者	皆雇用」は平成31年3月31日をも	って廃止となりました。			福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585
4		70歳以上まで働ける制度を 導入している企業等を評価す るもの。	審査基準日(申請日)において、事業主が次に掲げるいずれかの制度を導入し、就業規則において確認できること。(1)70歳以上までの定年の引き上げ(2)70歳以上までの定様雇用制度(※)(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。)(3)定年の定めの廃止(就業規則制定当初から定年がない場合を含む。)※労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と書面による協定により、機能雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めることができる。	●電子申請の場合 ○ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuokalg.jp/Sd sShinsei/directCall.harp?target=tetu duki&lgcd=40001&shinseiFmtNo=c hkk04&shinseiEdaban=01) ●持参もLくは郵送の場合 ○福岡東生涯現役チャレンジセン ター 福岡オフィス (〒812-0013 福岡市博多区博多駅 東1-1-33はかた近代ビル5階) HP: https://geneki=f.net/ TEL: 092-432-2512 受付時間 月曜~金曜9:30~18:00 (祝日、年末年始を除く)		福祉労働部労働局 就業支援課女性高齢者支援 係092-643-3586 福岡県生涯現役チャレンジセンター 092-432-2512
5	雇用拡大	正規雇用従業員が増加している企業とであって、労働環境の 企業とで移って、労働環境の進 を図る企業を評価するもの。	新たな雇用により、審査年度の6月30日における県内事業所の正規雇用従業員数の合計が、審査年度の6月30日の2年前の時点より増加し、かつ、審査基準日(申請日)において、「働き方改革実行企業(よかばいかえるばい企業」としての宣言を福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上で公開していること。※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sd sShinsei/directCall.harp?target=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk05&shinseiEdaban=01)		福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585
6	対象者等 の雇用	協力雇用主として、自立更生 を支援するため保護観察対象 者又は更生緊急保護対象者 を雇用した企業を評価するも の。	審査基準日(申請日)において、協力雇用主として法務 省福岡保護観察所に登録されたおり、かつ、審査基準 日以前1年間に、保護観察中の者(同一者)または 生緊急保護中の者(同一者)を通算3か月以上雇用し たこと。	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②保護観察中の者または更生緊急保護中 の者を通第3の月以上雇用したことが確認 できる書類 ・雇用契約書または採用通知書 ・雇用契約書または採用通知書 ・その他法務省福岡保護観察所が指示す る書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課支援係 092-643-3388 福祉労働部保護・援護課 生活困窮者自立支援係 092-643-3315

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
7–1	防災協定 (風水災害 協定)	風水災害時に県管理の施設 や区域が被災した際、速やか な復旧を図ることを目的に福 関係を終結している企 業等を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」を福岡県と締結していること。			農林水産部農山漁村振興課技術管理係 092-643-3504 県土整備部県土整備企画課技術調査室契約班 092-643-3522
7-2	防災協定 (災害物資 供給)		審査基準日(直前決算日)において、防災企画課を窓口として県内全域を対象とする防災協定を締結していること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/S ds.JumiWeb/Juminl.gSelect) ②持参もしくは郵送の場合 総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	グリル域貢献活動評価申請書(確認書) ②協定書の写し ③その他 (県と協定を締結している業界団体の会員 企業の場合は、業界団体の証明書(原本) も必要。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	
7-3	防災協定 (災害廃棄 物処理)	大規模災害に伴う災害廃棄物 を速やかに処理するため、県 との間で防災協定を締結する 団体に加盟し、災害廃棄物の 処理に協力する当該団体の 会員事業者を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、以下の団体の会員であり、かつ、防災協定に基づく災害廃棄物の処理に協力する者であると当該団体が証明すること。 - 公益社団法人福岡県産業資源循環協会 - 福岡県清掃事業協同組合連合会 - 福岡県環境整備事業協同組合連合会	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sd sShinsei/directCall.harp?target=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk07&shinseiEdaban=03)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要 事項を入力してください。	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363
7-4	防災協定 (応急仮設 住宅)	福岡県と「災害時等における 防災、減災、災害緊急活動及 び木造応急仮設住宅の建設 等に関する協定書」又は、「災 害時における木造応急仮設住 宅の建設に関する協定書」を 締結している団体の会員事業 者を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、以下の団体の会員であり、かつ、左記の防災協定に基づく災害緊急活動、 木造応急仮設住宅の建設又は応急修理に協力するも のであると当該団体が証明すること。 - 福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である、一 般社団法人福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組 合、一般社団法人福岡県木造住宅協会いずれかの団 体 - 一般社団法人日本木造住宅産業協会 - 一般社団法人全国木造建設事業協会			建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736
7-5	防災協定 (LPガス供 給)	福岡県と「災害時における液 化石油ガスの供給等に関する 協定」を締結している団体の 会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、一般社団法人福岡県LPガス協会の会員であり、かつ、防災協定に基づくLPガスの供給に協力するものであると当該団体が証明すること。			商工部工業保安課 産業保安係 092-643-3439
8-1	災害時対 吃。 (復小、災害	福岡県と締結している「風水 災害時の緊急対策工事等に 関する協定書」に基づき、緊 急対策工事を実施した企業を 評価するもの。	審査基準日(申請日)以前3年間に左記協定に基づき、 緊急対策工事を実施したこと。			農林水産部農山漁村振興課 技術管理係 092-643-3504 県土整備部県土整備企画課 技術調査室契約班 092-643-3522
8-2	災害時対 応(災害物 資供給)	福岡県と締結している災害時における物資の供給等に関する協定に基づき、物資の供給等を実施した企業を評価するもの。	審査基準日(申請日)以前3年間に左記協定に基づき、 支援等を実施したこと。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/S ds.JuminWeb/JuminLgSelect) ②持参もしくは郵送の場合 総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記協定に基づく災害時の活動要請書 ③その他 (県と協定を締結している業界団体の会員 企業の場合は、業界団体の証明書(原本) も必要。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
8-3	災害時対 応(災害廃 棄物処理)	大規模災害に伴う災害廃棄物を速やかに処理するため、県との間で防災協定を締結する団体に加盟し、災害廃棄物の処理を行った会員事業者を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、以下の団体の会員であり、かつ、審査基準日以前3年間に左記の防災協定に基づき、災害廃棄物の処理を行った者であることを当該団体が証明すること。 ・公益社団法人福岡県産業資源循環協会・・福岡県清掃事業協同組合連合会、一般社団法人福岡県降体工事業協会・福岡県環境整備事業協同組合連合会	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuokalg.jp/Sd Sshinsei/directCall.harp?target=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk08&shinseiEdaban=03)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要 事項を入力してください。	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
8-4	災害時対 応(応急仮 設住宅)	福岡県と締結している「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造成心息、災害緊急活動及び木造の名は住宅の建設等に関係に急収をは、「災害時における、「災害の急収設性との建設に関する協定書」に基づき、災性をの建設、災性をの建設、応急修理を実施した、団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、以下の団体の会員であり、かつ、審査基準日以前3年間に左記の防災協定に基づ災害緊急活動、未造応急の設定と宅夕建設又は応急修理を行ったものであると当該団体が証明すること。 ・福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である、一般社団法人福岡県建設業協会、福岡県建設業協同機工が、一般社団法人福岡県木造住宅協会、「かかの団体・一般社団法人日本木造住宅産業協会・一般社団法人全国木造建設事業協会			建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736
8-5	災害時対 応(LPガス 供給)	福岡県と締結している「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」に基づき、 ルデスの供給を行った団体の 会員事業者を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、一般社団法人福岡県 LPガス協会の会員であり、かつ、防災協定に基づくLP ガスの供給を行ったものであると当該団体が証明する こと。	ふくおか電子申請サービス (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/cont ents/kouhor-saigaizitaiou- tiikikoukenkatudou.html)	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記協定に基づく災害時の活動要請書 ③左記団体の証明書	商工部工業保安課 産業保安係 092-643-3439
9	消防団協力	事業所が消防団活動に協力 することを社会貢献として賞揚 する「消防団協力事業所表示 制度」の導入を推進し、地域 の消防防災力の充実強化等 の一層の推進を図るため、消 防団協力事業所を評価するも の。	審査基準日(申請日)において、市町村の消防団事務局より、「消防団協力事業所」の認定を受けている(※)こと。 ※市町村による消防団協力事業所表示制度に基づく認定は、各市町村の消防団事務局で実施			防災危機管理局 消防防災指導課消防係 092-643-3111
10	口蹄疫等援	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫及び牛肺疫が発生した際、速やかな初動防疫対策を関ることを目的に、協定締結の上、緊急支援業務(理却高速)を収分した家の力、 撮影や、投列分した家のた事業所を評価するもの。	(1)審査基準日(申請日)において、農林事務所長が 締結する「口蹄疫等防疫支援に関する地域協定」の 「口蹄疫等緊急支援業務協力会社名簿」に登載されて いること。 または、 (2)審査基準日(申請日)において、家畜保健衛生所 長と「口蹄疫等防疫支援に関する協定」を締結している こと。			〇各農林事務所 ·福岡最林事務所 ·福岡最林事務所 農業長事務所 農業長期課務度 · 切346-22-735-6126 · 朝倉農林事務所 農業長期課 國芸畜産・銀の安全 · 飯塚農林事務所 農業長期課 國芸畜産・銀の安全 · 飯塚農林事務所 農業長月4956 · 筑後最本事務所 農業長月4956 · 筑後最本事務所 農業長月4956 · 筑後最本事務所 農業長月4956 · 筑後最本事務所 農業長月4956 · 筑後最本事務所 農業長月4956 · 筑後最大事務所 農業長月4956 · 筑後最大事務所 農業長月課 回芸畜生。食の安全 (0942-52-5106 · 竹橋農果課 回芸畜生。食の安全 (0930-23-0388 一中央宗畜第全20214 - 両筑家畜保健衛生所 (0948-42-0214 - 両筑家畜保健衛生所 (0942-53-2405 または 農大に 産業 を開生 ・原後 ・原後 ・原後 ・第後 ・第後 ・第後 ・第後 ・第後 ・第後 ・第後 ・第
11	飲酒運転 撲滅	「福岡県飲酒運転撲滅運動の 推進に関する条例」に基づき 「飲酒運転撲滅宣言企業」の 登録をされている企業等を評 価するもの。	審査基準日(申請日)において、飲酒運転撲滅運動を 推進するための取組を実施し、「福岡県飲酒運転撲滅 運動の推進に関する条例」に基づく「飲酒運転撲滅宣 富企業」の登録を受けていること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sd sShinsei/directCall.harp?target=shin sei&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chk k11&shinseiEdaban=01)	「ふくおか電子申請サービス」において必要事項を入力してください。	人づくり・県民生活部生活安 全課 交通安全係 092-643-3167
12	みんなで防 犯応援	地域の犯罪を抑止するための 企業による自主的な取り組み を推進する「みんなで防犯応 援隊運動」の趣旨に賛同し、 県と協働して「ながら防犯」活動を行う者として登録された 企業等を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、「みんなで防犯応援 隊」の登録を受けており、かつ「みんなで防犯応援隊運 動」の取組を実施していること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/7 03mE6kW)	①ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力してください。	人づくり・県民生活部生活安 全課 地球安全推進係 092-643-3124
13	がん対策推進	「福岡県働く世代をがんから 守るがん対策サポート事業 所 に登録されている事業所 を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、「福岡県働く世代をが んから守るがん対策サポート事業所」の登録を受けて いること。	sShinsei/directCall.harp?target=shin sei&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chk k13&shinseiEdaban=01) ②持参もしくは郵送の場合	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②資格審查申請年度の前年度に提出した 「がん核砂受診状況等報告書(様式2 - 1)」及び「がんの治療と仕事の両立報告書 (様式2 - 2)」のいずれかまたは両方の 写し (参加項目に応じた報告書の提出が必要です) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	保健医療介護部がん感染症 疾病対策課 がん対策係 092-643-3317
14	建設工事関	係の項目になります。				1
15	エコ事業所	省エネルギー・省資源等の地球温暖化対策に取り組む旨を 宣言し、「エコ事業所」として登 録されている事業者を評価す るもの。 ※登録の有効期間は登録し た年度の翌年度末まで。以降 は、活動内容の報告を行っ いることが登録更新の要件と なる。	審査基準日(申請日)において、エコ事業所の登録を受けていること。 ※審査基準日が登録期間内に含まれていること。			環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
16	エコアク ション21	環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の取組を行い、エコアクション21の認証・登録を受けた事業者を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、エコアクション21の認証・登録を受けていること。 ※審査基準日が登録期間内に含まれていること。			環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356
17	経営革新	「中小企業等経営強化法」に 基づき、中小企業者が経営向 上のために策定する新事業活 動に関する計画を策定し、県 知事により承認を受けている 企業等を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、「中小企業等経営強化 法」に基づく「経営革新計画」の承認を受けている(※) こと。 ※審査基準日(申請日)が経営革新計画の期間内であ ること。	商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②経営革新計画承認書の写し ③経営革新計画変更承認通知書の写し (※計画を変更している場合) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449
18	道路愛護 活動	地域住民や企業等が行う清掃等のボランティア活動を支援するでもかか道路美化促進事業」の趣旨に賛同し、県と連携して道路美化活動に取り組む企業等を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、活動団体としての認定がなされており、かつ、審査基準日(申請日)が属する年度(福興、会計年度)の前年度の活動実績を有している(※)こと。 ※ただし、申請日が属する年度、もしくは、申請日が属する年度の前年度に、さわやか道路美化促進事業の認定を受けた企業においては、認定後、申請日以前1年以内に1回以上の活動実績を有すること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/n CtxmG19) ②持参もしくは郵送の場合は 県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②各県土整備事務所(支所)が発行する 「さわやか道路美化促進事業実施団体等 認定証」の写し ③「さわやか道路美化促進事業実績報告 書」の写し (※1回以上の活動が記載されていること。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	〇評価申請に関すること 県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653 〇「さわやか道路美化促進事 業の実施団体としての認定 に関すること 各県土整備事務所用地課管 理係(支所の場合は庶務課)
19	河川愛護 活動	福岡県が管理している河川に おいて、清掃や除草などの河 川愛護活動をおこなう「河川 愛護企業」及び河川愛護団体 等の活動を支援する「河川愛 護活動支支援全業」の登 は活動を支援で業」の受 けている企業等を評価するも の。	(1)審査基準日(申請日)において、「河川愛護企業」として登録を受け、審査基準日が属する年度(福岡県の会計年度)の前年度の活動に対し各県土整備事務所(支所)が発行する活動実績承認書を有している(※)こと。または、(2)「河川愛護活動支援企業」としての登録を受けていること。 ※ただし、審査基準日が属する年度、もしくは、審査基準日が属する年度の前年度に、河川愛護企業の登録を受けた企業においては、登録後、審査基準日以前6ヶ月以内に1回以上の活動実績を有すること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス(URL) ②持参もしくは郵送の場合 県土整備部河川管理課 管理保 092-643-3666	(1)河川愛護企業 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②各県土整備事務所が発行する活動実績 承認書の写し (評価の要件内の但し書きに該当する企 業においては、1回以上の活動が記載され ている活動実績報告書の写し) (2)河川愛護活動支援企業 (2)河川愛護活動支援企業 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を 貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	○評価申請に関すること 県土整備部河川管理課 管理係 092-643-3666 ○「河川愛護企業」及び「河川 愛護活動支援企業」の登録に 関すること 関すること 関することが、 務所・支所
20	「個人住民和	党特別徴収」は平成29年3月3	1日をもって廃止となりました。			総務部税務課 092-643-3049
21	公正な採 用選考	公正な採用選考の実施と事業所内の人権研修の計画 実施等を推進するため、公正採用選考人権進移を発推進員を設置し、かつ、公正採用選考に係る研修を受講した企業を評価するもの。	審査基準日(申請日)において公正採用選考人権啓発 推進員を設置し、かつ、審査基準日(申請日)以前2年 以内に各公共職業安定所等で実施する公正採用選考 に係る研修を受講していること。	〇事業所を管轄する福岡県内の公 共職業安定所(ハローワーク):公正 採用選考人権啓発推進員の担当窓 ・福岡中央 092-687-4458 ・福岡南 092-687-4520 ・福岡南 092-687-4520 ・福岡西 092-688-9207 ・八幡 093-622-6691 ・小倉 093-621-8609 ・大年田 0944-69-0011 ・久留米 0942-90-0012 ・八女 0943-23-6188 ・朝倉 0946-22-8609 ・飯倉 0948-24-8635 ・直方 0949-58-5014 ・田川 0947-44-8609	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に持参してください。 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。 または ②公正採用選考人権啓発推進員研修受講証明書の写し	○公正採用選考人権啓発推 進員制度全般に関すること ・福社労働的労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585 ○具体的な公正採用選考人 権啓発推進員の設置報告・研 修及び公正な採用選考に係る 地域貢献活動評価確認の手 続きに関すること ・左記各公共職業安定所
22	人権· 同和 発 修	県では、人権問題についての 正しい理解と認識を深めるため、県民や産業等を対象に人 権 同和問題に関する啓発の 性に努めている。企業にお ける人権・同和問題を発研を	審査基準日(申請日)以前2年以内に、以下の人権・同和問題啓発研修を受講したこと。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sd sShinsei/directCall.harp?target=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk22&shinseiEdaban=01) ②郵送、メールの場合 下記研修担当課・電話番号を参照	①電子申請では、入力する情報以外に別途必要な提出書類はございません。 ②地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	左記各研修担当課 または 福祉労働部人権・同和対策局
	IVI (PS)	への参加を一層促進し、更な る啓発を推進するため、同研 修を受講した企業等を評価す るもの。	人権啓発指導者セミナー 人権 性的少数者に係る啓発研修・セミナー	労働部	記番号 543-3324 543-3424 43-3442 発研修Jに関する評	価位力物配入権** in
23	子育て応 援の店	福岡県による「子育て応援の店推進事業」に基づき登録された企業・事業所を評価するもの。	審査基準日(申請日)において有効な「子育て応援の 店」の「登録証」の交付を受けていること。			福祉労働部子育で支援課 子育で支援係 092-643-3311
24	ISO14001 の認証取 得	公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)等の認定機関 で、環境マネジメントシステム の認証を取得している企業・ 事業所を評価するもの。	公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)またはJABと 相互認証している認定機関でISO14000シリーズ(14001 環境マネジメントシステム)の認証を取得していること。			○環境マネジメントシステムの 認証に関すること 公益財団法人日本適合性認 定協会(JAB)またはJABと相 互認証している認定機関

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
25	建設雇用	建設労働者の雇用の安定及 び福祉の増進を図るため、雇 用改善に積極的に取り組む事 業所を評価するもの。	(1) 建設雇用改善優良事業所・功績者表彰に係る事業所であること。 ・次の1.又は2.のいずれかに該当している事業所であって、審査基準日(申請日)まで継続して雇用改善に取り組んでいること。 1. 審査基準日が属する年度を含む5ヶ年度以内に建設雇用改善優事業所として福岡県知事表彰を受彰した事業所2.同期間に、建設雇用改善功績者として厚生労働大臣表彰又は国土交通大臣表彰を受彰した者を審査基準日まで継続して雇用している事業所または、(2)(1)の事業所に準ずる取組を実施している事業所であること。 ・次の1.及び2.のいずれにも該当する事業所1.審査基準日において、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5条第1項に規定する雇用管理责任者に関切させていること。 ・次の1.及び2.のいずれにも該当する事業所1.審査基準日において、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5条第1項に規定する雇用管理责任者に関立させていること。 ・労働者から委託を受けた機関が実施する雇用管理研修を受講させていること2、お問題が実施する知識の習得及び向上の取組を行っていること	ふくおか電子申請サービス: (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sd sShinsei/directCall.harp?target=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk25&shinseiEdaban=01)	(1)1.建設雇用改善優良事業所 ・表彰状の写し等、受彰したことが確認できる資料 (1)2.功結者表彰に係る事業所 ・建設雇用改善功績者の雇用が確認できる書類(労働者名簿及び賃金台帳の写し等) ※建設雇用改善功績者が会社の代表者や役員である場合は下記の資料を提出 ・登記事項証明書の写し (2)(1)の事業所に準ずる取組を実施してしる事業所 ①建設雇用改善の取組について ・様式を県ホームページ (杭村医ど/Www.perf.fukuokalg.jp/contents/201403kensetukoyoukaizen.htm))からダウンロードに記入すること ②雇用管理研修の受講を収むに相当する知識の習得及び向上の取組が確認できる書類 ・研修の受講修了証書等	福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587
26	農林漁業応援	県産農林水産物の消費拡大につながる取組や農山漁村地域で社会貢献活動を実施する「ふくおか農林漁業応援団体」の登録をされている企業等を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、「ふくおか農林漁業応援団体」の登録を受けていること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/S dsShinsei/directCall.harp?target=tet uduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo= chkk26&shinseiEdaban=01)		農林水産部食の安全・地産地 消課 地産地消推進係 092-643-3575
	女性の 変性推 記ずと で なた と ななた と ななた と ななた と なるなた と なるなた と なるなた と なるななた と なるななた と なるなななた と なるななななななななななななななななななななななななななななななななな	企業における指導的地位への 女性の登用を進めるため、女 性の管理職比率あるいは管 理職数の将来目標を定めて 取り組んでいる事業者を評価 するもの。	審査基準日(申請日)において、「女性の活躍推進評価書」による確認を受け、評価書の有効期間中にあること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sd sShinsei/directCall.harp?target=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk27&shinseiEdaban=01) ※電子申請ができない場合は、右記 問合せ先までご相談ください。	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※あらかじめ「女性の活躍推進評価書」 を提出し、確認を受けていること。)	人づくり・県民生活部
27	満たして3 点には第二では が記されて にいず でで で で で で も り の あ ま に り る に り る に り る り る り る り り り り り り り	企業における女性の活躍に向けた取組を促進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女権活躍は法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出をした事業者を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出をし、計画期間中にあるもの。 ※女性活躍推進法で努力義務となっている常時雇用者100人以下の事業者が対象。 ※常時雇用者101人以上の企業については、えるぼし認定またはブラチナえるぼし認定を受けている事業者に限り対象とする。		③都道府県労働局へ提出した一般事業主 行動計画策定届の写し 必えるぼし認定通知書またはブラチナえる ぼし認定通知書の写し(常時雇用者101人	女性活躍推進課 092-643-3399
28	児童養護 施設等退 所者の雇 用	児童養護施設等を退所した者 の生活の安定を図るため、退 所者を正規従業員として採用 している企業を評価するもの。	審査基準日(申請日)以前1年間に、福岡県所管の児 童相談所の措置により児童養護施設等に入所した者 であって、当該施設を退所した者、退所後3年以内の未 就職者を含む)を正規従業員として採用し、雇用してい ること。	福祉労働部ニども福祉課 社会的養護支援係 092-643-3547	①地域貢献活動評価申請書(電子申請) ②正規従業員として採用したことが確認できる書類の写し(電子申請時に添付または 別途郵送)・雇用契約書または採用通知書・健康保険・厚生年金保険資格取得確認 及び標準報酬決定通知書	福祉労働部二ども福祉課 社会的養護支援係 092-643-3547
29	県産リサイクル応援	県内で製造等された「福岡県 県産認定リサイクル製品」(県 産リサイクル製品) (別利用促 進及び県内リサイクル産業の 育成を図るため、当該製品を 積極的に使用する「県産リサ イクル応援事業所」として登録 を受けた事業者のうち、一定 額以上使用した事業者を評価 するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「県産リサイクル 応援事業所」として「登録区分:使用」で登録がなされ、 かつ、審査基準日が属する年度(福岡県の会計年度) の前年度において、登録事業所における県産リサイクル 別の購入金額が10万円以上である(※)こと。 ※審査基準日が属する年度又は審査基準日が属する 年度の前年度に登録を受けた場合は、登録後、審査基 準日以前1年以内に、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。 なお、「県産リサイクル応援」の登録事業者が複数の 登録事業所を有する場合は、各登録事業新における県 産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。			環境部循環型社会推進課 リサイクル係 092-643-3372
30	暴力団か ら離脱した 者の雇用	暴力団員の社会復帰を促進するため、警察又は公益財団 法人福岡県暴力追放運動推 進センターが就労支援を行っ た暴力団離脱者を3か月以上 継続して雇用している協賛企 業を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、公益財団法人福岡県 暴力追放運動推進センター(暴追センター)に協賃企業 として登録されており、かつ、審査基準日以前1年間 に、福岡県警察又は暴迫センターが労の支援を行っ た暴力団離脱者(同一者)を通算3か月以上雇用したこ と。	組織犯罪対策課 社会復帰対策係	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②暴力団から離脱した者を雇用したことが 確認できる書類の写し 雇用契約事又は採用通知書 ・賃金台帳又は出勤簿 ・その他福岡県警察本部組織犯罪対策課 が指示する書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141(内線4574)
31	不当要求 好上 計 者 受 講	暴力団員による不当要求行為の被害防止を図るため、公益 の被害防止を図るため、公益 財団法人福岡県暴力追放運 動推進センターの実施の 当要求防止責任者講習を受 講した事業者を評価するも の。	審査基準日(申請日)以前4年間に、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講したこと。		※福岡県警察本部の事前確認及び受付 即は不要。入札参加資格審査申請時に、 下記の書類を提出①受講修了書の写し	〇不当要求防止責任者講習 制度に関すること 相関、警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141(内線4576)

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
32	被災者雇用	被災者の就業を促進するため、被災者を雇用した企業を 評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に、福岡県内で 発生た力を通り書による被災者を通算3か月以上新た に雇用したこと(※ ※被災事者との下請負契約を含む。 ※激甚災害については、以下の災害とする。 ①平成29年九州北部豪雨 ②令和2年7月5日からの大雨 ③令和2年7月豪雨 ④令和3年8月11日からの大雨 ⑤令和5年梅雨前線豪雨等	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/S dsJuminWeb/JuminLgSelect) ②持参もしくは郵送の場合 総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②市町村が発行するり災証明書又は被災証明書の写し。 ③被災者の雇用が確認できる書類の写し 雇用契約書又は採用通知書 ・賃金台帳又は出助簿 ④その他防災企画課が指示する書類 り災証明書に、雇用した被災者の名前の記載がない場合は、被災時に世帯異であったことがありま あったことが確認できる書とがあります。 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画採防災企画係 092-643-3112
33	出会い・結婚応援	「出会い応援団体」として登録 され、独身者の出会い・結婚 を応援する企業・団体を評価 するもの。	下記の要件1、2のいずれにも該当すること。 【要件1】 審査基準日(申請日)において有効な「出会い応援団体 登録証」の交付を受けていること。 【要件2】 資格審査申請日以前1年以内に実施した、団体として の活動を報告すること。		ふくおか電子申請サービスにおいて必要 事項を入力し、以下の書類を添付。 (1)「出会い応援団体」登録証の写し【要件 1】	福祉労働部こども未来課 こども企画係 092-643-3013
34	健康づくりの推進	健康づくりの取組を推進する 「ふくおか健康づくり団体・事 業所宣言」制度に基づき登録 された団体・事業所を評価す るもの。	(1)申請の前年度までに「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録が完了していること。 業所宣言」登録が完了していること。の審査基準日より 前に「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録が完 了していること。 (3)「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」の登録事業所の場合、申請の前年度までに「が 人検診の受診率向上に関すること」以外の分野の宣言 を行っていること。	●電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sd sShinsei/directCall.harp?target=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk34&shinseiEdaban=01)から申請し てください。 ●書面申請の場合(郵送・持参) 保健医療介護部 健康増進課健康づくり第一係 TEL:092-643-3269	②「取組実績報告書(申請の前年度分)」	保健医療介護部健康増進課 健康づくり第一係 092-643-3269
35	介護応援	仕事と介護の両立を応援する 「介護応援宣言企業登録制 度」に基づき登録された企業・ 事業所を評価するもの。	審査基準日(申請日)において有効な「介護応援宣言登録証」の交付を受けていること。			福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592
36	働き方改革の推進	働き方改革の促進を通じて、 労働環境の改善と人材確保・ 定着の促進を図る企業を評価 するもの。	下記の要件1、2のいずれにも該当すること。 【要件1】 審査基準日(申請日)において、「福岡県働き方改革実行企業(よかばいかえるばい企業)」としての宣言を登録していること。 ※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。 【要件2】 審査基準日(申請日)以前2年以内に、次のいずれかの事業を利用したこと。 ①福岡県中小企業雇用環境改善支援センターの訪問相談。②県が指定するセミナー、※指定セミナーは場庁ホームページ「地域貢献活動評価項目(働き方改革の推進)の要件・手続き等」 (https://www.pref.fukuokalg.jp/contents/201904hatarakikatakaikaku.html)を参照のこと。	hkk36&shinseiEdaban=01)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力し、以下の書類を添付。()「福岡県働き方改革実行企業(よかはいかえるばい企業)」登録証の写し【要件1】(2)①訪問相談利用証明書、又は、②セミナー受講証明書「要件2】 ※添付書類が手元にない場合は添付不要(労働政策課にて登録状况等を確認)。	福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592
37	プラスチッ クごみ削減 協力	プラスチックごみの削減に取り 組むじふくおかプラごみ削減協 力店」として登録されている事 業者を評価するもの。	審査基準日(申請日)において、「ふくおかブラごみ削減協力店」として登録がなされていること。			環境部循環型社会推進課 企画係 092-643-3371
38	アスリート雇用	福岡県内に事業所を置き、競技活動と仕事の両立を希望するアスリートや引退後のアスリートや引退後のアスリートの企業として「ふくおかアスリートキップ応援企業に登録された企業を評価するもの。	次の(1)に該当し、かつ(2)、(3)のいずれかに該当する場合、地域貢献活動評価確認書を発行する。 (1)審査基準日(申請日)において有効な「ふくおかアスリートキャリア応援企業」である登録証の交付を受けていること。 (2)積極的にアスリート採用活動を行っていることが確認できること。 (3)県又は公益財団法人福岡県スポーツ推進基金が主催するアスリートのキャリア形成に関するセミナーに参加していることが確認できること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuokalg.jp/Sd Shinsei/directCall.harpYarget=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk38&shinseiEdaban=01) ②持参もしくは郵送の場合 福岡県人づくり・県民生活部 ススリート支援係 092-643-3991	ることが確認できる任意の書類	福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課 アスリート支援係 092-643-3991
39	事業継続力強化	事業継続力強化計画又は連 携事業継続力強化計画の認 定を受けている企業を評価す るもの。	審査基準日(申請日)が、「中小企業強靭化法」に基づき経済産業大臣から認定を受けている「事業継続力強化計画」の期間内もしくは認定前であること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sk sJuminWeb/EntryForm?id=KKRmYa HF)	①事業継続力強化計画認定書の写し、又 は連携事業継続力強化計画認定書の写し ②①の認定を受けた際の申請書類一式	商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425

	評価制度 の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
40	ワンヘルス の推進	ワンヘルスの理念に賛同の 上、ワンヘルスの活動に取り 組み、そのワンヘルスの活動 について対外的な情報発信に 努めることを宣言する「ワンヘ ルス宣言事業者登録制度」に 基づき登録された事業者・団 体を評価するもの。	地域貢献活動評価申請書提出日の前年度までに、「ワンハルス宣言事業者登録」制度の登録証の交付を受けており、審査基準日(申請日)において有効であること。 ※ただし、エコ事業所・ふくおか農林漁業応援団体・ブラごみ削減協力店の登録を受けている事業者・団体は、下記要件を満たすこと。 <u> 登録している制度 要件 フ事業所 </u>	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Sd sShinsei.directCall.harp?target=tetu duki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c hkk40&shinseiEdaban=01) ※電子申請ができない場合は、右記 問合せ先までご相談ください。	①ワンヘルス宣言事業者登録証の写し ②資格審査申請年度に提出した(前年度 の実績を記載した)「活動実績報告書」の 写し	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課 092-643-3622
41	SDGsの 推進	福岡県内でSDGsへの取組を 行い「福岡県SDGs登録制度」 に登録された企業等を評価す るもの。	審査基準日(申請日)において有効な「福岡県SDGs登録制度」登録証の交付を受けていること。			企画·地域振興部 総合政策課政策推進班 092-643-3213
42	まごころデートの普及促進	障がいのある人の文化芸術 活動を支援する「まごころアートFUKUOKA GALLERY事業」 において、まごころアートをレンタル又は購入した事業者を 評価するもの。	入札参加資格審査申請日以前1年間において、「まごころアートFURUOKA GALLERY事業(旧:障がい者アートレンタル事業)」における作品レブリカ又は作品画像データのレンタル・購入金額が合計5万円以上(税込)であること。 ※入札参加資格審査申請日以前1年間以内に、料金支払日振込日)が属するレンタル・購入契約が対象。 ※レンタル・購入金額には、郵送料や振込手数料、展示什器の購入費用、作品画像データを活用した製品の制作費用等は含めない。 ※申請有事者が、レンタル・購入実績のある複数の事業前でも場合は、各事業所におけるレンタル・購入金額の合計が5万円以上であること。			人づくり・県民生活部 文化振興課 文化第二係 092-643-3383
43	未来子どもチャレンジ応援	子どもたちに様々な体験・交流の機会を提供することを目的とした「未来子どもチャレンジ応援事業者登録制度」に基づき登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「未来子どもチャレンジの提事業者」の登録を受けており、かつ前年度の活動実績(登録初年度については、登録前年度の活動を実績として認める)が1件以上あるもの。 直前決算日の要件緩和について ※ただし、令和8年度の申請については、審査基準日(直前決算日)と登録のタイミングによって要件を満たさない期間が生じるため、令和7年9月30日までに要件を満たさない期間が生じるため、令和7年9月30日までに要件を満たしたものも認めることとする。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Ji s34gLx)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要 事項を入力し、以下の書類を添付。 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②未来子どもチャレンジの援事業者登録 通知書の写し ③資格審査申請年度に提出した(前年度 の実績を記載した)「活動実績報告書」の 写し	人づくり・県民生活部 青少年育成課 育成第一係 092-643-3615
44	パートナーシップ構築宣言	サブライチェーン全体の付加 価値向上、大企業と中小企業 の共存共栄を目指すが ナーシップ構築宣言企業を評 価するもの。	審査基準日(申請日)において、パートナーシップ構築 宣言ポータルサイトに登録していること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/S dsShinsei/directCall.harp?target=tet uduki&lgCd+400001&shinseifmtNo= chkk44&shinseiEdaban=01) ②郵送の場合 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425	【電子申請の場合】 ①宣言文の写し 【郵送の場合】 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②宣言文の写し ③返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封	商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425